

# 業務管理体制

## 1 業務管理体制とは

介護保険法では、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者には法令等遵守の業務管理体制（法令等遵守態勢）の整備を義務付けており、事業者は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数や法人の特性に応じた法令等遵守態勢を整備し、自らその態勢を運用することが求められています。

（業務管理体制整備の内容）

法令遵守責任者の選任	法令遵守 マニュアルの整備	法令遵守 に係る監査
20 事業所未満	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの 整備
20 以上 100 未満	100 以上	法令遵守責任者の選任

**指定又は許可を受けている事業所数によって、整備する内容が異なります**

※法令遵守責任者の選任にあたり、職種・資格の有無は問いません。

しかしながら、介護給付費の不正請求や介護施設従事者等による利用者への虐待など、法令等違反となる不正事案が後を絶たないのが実情です。

介護保険制度の健全な運営を確保するためにも、事業者においては、利用者に対する適切なサービス提供だけでなく、更なる法令等の自主的な遵守が求められています。

## 2 業務管理体制の整備に係る届出

### (1) 届出

法人が、事業者として最初の事業所の指定申請を行った際に、「業務管理体制届出書」を提出していただきます。

また、法令遵守責任者等の届出内容に変更が生じた際は、速やかに「業務管理体制変更届出書」を提出してください。

届出先は、事業者の区分に応じて以下のとおりとなっています。

（届出先）

	区 分	届 出 先
1	指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2	指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事

3	指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4	指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長（旭川市長）
5	地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長（旭川市長）
6	1 から 5 以外の事業者	都道府県知事

## (2) 様式

業務管理体制の届け出に関する様式については、旭川市ホームページに掲載していますので、以下のページを御確認ください。

（掲載箇所）

ホーム> MENU>事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険  
> 申請・届出> 介護サービス事業者向けトップページ> 5-4 業務管理体制

## 3 一般検査

旭川市においては、介護サービスの運営指導とあわせて、業務管理体制の一般検査を実施しています。

一般検査においては、事業者自ら業務管理体制として定めている法令遵守の態勢について自主点検を行い、「業務管理体制自主点検表」を作成の上、検査時に提出してください。

なお、業務管理体制は事業者（法人）ごとに確認しますので、複数の事業所を有する事業者の場合は、その年度の最初に受ける事業所の運営指導の際に提出します。

## 4 特別検査

介護サービスの事業において、指定取消相当若しくはそれに準じて法令順守の体制を確認する必要がある行政処分事案が発覚した際に、事業者における業務管理体制の問題点の確認及び行政処分事案への組織的関与を検証することを目的として、監査とあわせて実施します。

なお、指定取消となった事業者について、役員等の組織的関与があったと認められた場合は、組織の連座制として、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所において、指定取消日から5年間は、新規の指定及び更新が認められません。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp